

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈令和8年4月1日〉

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 富士見会 設立年月日 平成4年7月1日
法人 所在地	群馬県前橋市富士見町小沢 207-1
法人種別	社会福祉法人
代表者 氏名	理事長 星野 好孝
電話番号	027-288-8221

## 2. 居宅介護支援事業所の特徴

### (1) 運営の方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅等を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

### (2) 居宅介護支援の実施内容等

- ◇ 居宅サービス計画作成
- ◇ 指定サービス事業者等との連絡調整
- ◇ 介護保険施設等への紹介
- ◇ 利用者に対する相談援助業務

### (3) 介護サービス情報の公表について

平成18年度の介護保険法改正により『介護サービス情報』の公表が開始されました。介護サービスの利用者等が公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、主体事業者選択を可能にすることを目的としており、経営状況等を一般に公開するものです。

公表する介護サービス情報は厚生労働省令で規定されており、その内容は概ね次の通りです。

- ・ 基本情報項目：事業所の名称・所在地・連絡先・利用者数・職員配置等の基本的な情報
- ・ 調査情報項目：介護サービスの内容について、調査等により事実確認した情報
- ・ 研修の受講等、認知症に係る事業者の取組状況
- ・ 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・ 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

ふじみ居宅介護支援センターの内容については『社会福祉法人富士見会ホームページ』または、『群馬県介護サービス情報公表センターホームページ』にて閲覧できます。

### 3. 概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ふじみ居宅介護支援センター 事業所長 樺澤 光芳      管理者 工藤 正恵
所在地	群馬県前橋市富士見町小沢 1 1 7 番地 2
電話番号	0 2 7 - 2 8 8 - 1 8 0 0
介護保険指定番号	平成 12 年 2 月 1 日指定 介護保険事業所番号 1072000209
サービス提供地域	前橋市、渋川市

#### (2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム サンホームふじみ	1 0 7 2 0 0 0 2 4 1
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンホームふじみ	1 0 7 2 0 0 0 2 4 1
地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと	1 0 9 0 1 0 0 3 9 5
通所介護	ふじみ第 1 デイサービスセンター	1 0 7 2 0 0 0 2 8 2
通所介護	ふじみ第 2 デイサービスセンター	1 0 7 2 0 0 0 2 9 0
地域包括支援センター	前橋市地域包括支援センター北部	1 0 0 0 1 0 0 1 3 9

#### (3) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者兼 主任介護支援専門員	常勤	事業所の運営および業務全般の管理	1 名
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1 名
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	4 名

事業所は特定事業所加算Ⅱを算定しています

#### (4) 勤務体制

営業日 月 ~ 土	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分 原則として、日曜日および年末年始 (12/31 ~ 1/3) を除く
緊急連絡先	電話等により 24 時間連絡が可能な体制

#### (5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
委員会・研修の参加	<p>現任研修等、資質向上のため必要な各種研修に計画的に参加</p> <p>感染症対策研修、業務継続計画、ハラスメント対策、人権擁護・虐待防止研修、リスクマネジメント研修・身体拘束防止研修、認知症介護研修、ヤングケアラー支援、生活困窮制度、難病支援等の委員会・研修に参加</p>
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

(6) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの	要介護1・2	1,086単位
	担当件数が45件未満	要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員1人あたりの	要介護1・2	544単位
	担当件数が45～60件	要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費(iii)	介護支援専門員1人あたりの	要介護1・2	326単位
	担当件数が60件以上	要介護3・4・5	422単位

居宅介護支援費 II (逡減制において、一定の ICT の活用又は事務職員の配置を行っている)

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの	要介護1・2	1,086単位
	担当件数が50件未満	要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員1人あたりの	要介護1・2	527単位
	担当件数が50～60件	要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援費(iii)	介護支援専門員1人あたりの	要介護1・2	316単位
	担当件数が60件以上	要介護3・4・5	410単位

前橋市 7級地 10.21

(7) 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護と指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算

(8) 特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (519 単位)	加算Ⅱ (421 単位)	加算Ⅲ (323 単位)	加算 A (114 単位)
①	常勤の主任介護支援専門員を配置していること（支障がなければ、同一敷地内の事業所と兼務も差し支えない）		○	○	
②	常勤の主任介護支援専門員 2 名以上配置していること（支障がなければ、同一敷地内の事業所と兼務も差し支えない）	○			
③	常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	○	○		
④	常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること			○	
⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
⑥	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	連携可
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○			
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	連携可
⑨	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑩	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	
⑪	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 件未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は 50 件未満）	○	○	○	
⑫	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	
⑬	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	
⑭	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマル含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	
⑮	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等の事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○

(9) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※入院日以前の情報提供も含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	200 単位
イ) 退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位

ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケア方針の意向を確認して、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師、または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師、歯科医師から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	50 単位

#### 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

##### (1) 苦情の受付

受付窓口	当事業所管理者又は当施設総務課
担当者	居宅介護支援センター 管理者 工藤正恵 当施設総務課 総務課長 大津和也
電話番号	居宅介護支援センター 027-288-1800 総務課 027-288-8221
対応時間	8:30~17:30 (月~金)

##### (2) 第三者委員における苦情の受付

- ①金子 さよ子 前橋市富士見町原之郷348 電話番号027-288-3290  
②関口 宏 前橋市富士見町田島859-7 電話番号027-288-6252

#### ※苦情解決の方法

##### ① 苦情の受付

苦情は、口頭、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。  
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

## ② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否された場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

- ・苦情解決責任者 星野 好孝（理事長）軽易な場合は、樺澤 光芳（施設長）

## ③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア：第三者委員による苦情内容の確認

イ：第三者委員による解決案の調整、助言

ウ：話し合いの結果や改善事項の確認

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

### ①前橋市役所介護保険課

所在地 前橋市大手町二丁目12-1

電話番号 027-224-1111（代表） FAX 027-284-3003

受付時間 8:30-17:15

### ②群馬県国民健康保険団体連合会

所在地 前橋市元総社町 335-8

電話番号 027-290-1323

## (4) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

## (5) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

## 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりに対応を致します。

### ①事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

### ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 6. 虐待防止に関する対応

- ① 法人内の高齢者虐待防止のための対策委員会（テレビ電話も活用）に定期的に参加、結果について事業所内で周知する。
- ② 虐待防止の指針の整備、法人内の研修に参加する。

## 7. 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施しています。

## 8. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 9. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 10. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言等を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

③前6ヵ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヵ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき説明を行います。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

説明日 令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の交付に加えて重要事項の説明を行いました。

事業者名	ふじみ居宅介護支援センター
所在地	群馬県前橋市富士見町小沢 117 番地 2
説明者	印